## 〇「器具及び備品」に含まれる「「設備の用途又は細目」名称リスト ((一社)日本ロボット工業会担当分のみ)

<(一社)日本ロボット工業会、平成29(2017)年4月3日現在>

番号	細目
3	時計、試験機器及び測定機器/試験又は測定機器
5	看板及び広告器具/その他のもの/主として金属製のもの
5	看板及び広告器具/その他のもの/その他のもの
8	医療機器/その他のもの
9	娯楽又はスポーツ及び興行又は演劇用具
11	前掲のもの以外のもの/その他のもの/主として金属製のもの

(注)上記のうち「ロボットに関するもの」を担当致します。